

安全確保対策事業（兵庫県との連携事業）BE KOBE

（1）「訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業」

訪問看護師・訪問介護員の安全確保のために2人以上で利用者宅を訪問する必要がある場合、その費用の一部を補助。令和2年度以降は補助単価を拡充。

- ・補助基準額の例 訪問看護・介護予防訪問看護30分未満 2,540円/回
(拡充) 30分以上 4,020円/回
- ・補助額 補助基準額の1/3を県、1/3を市が補助

（2）「事業所におけるハラスメント対策の取り組みに対する費用補助事業」

1人訪問時の安全対策に必要な経費として、警備保障会社によるセキュリティシステム導入に必要な機器購入費の一部補助事業を令和2年度より実施。

補助対象：訪問看護事業所、介護予防訪問看護事業所、訪問介護事業所、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

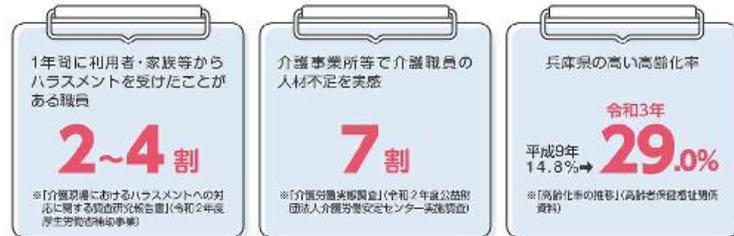
補助基準額：21,500円/事業所（補助基準額の1/3を県、1/3を市が補助）



ハラスメントの具体例

分類	内容	例
1 身体的暴力	身体的な力を使って危害を及ぼす行為	ものを投げつける／つばを吐く／たたく／つねる／手を払いのける／蹴る
2 精神的暴力	恒人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為	大声を出す／怒鳴る／特定の職員にいやがらせをする／「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する／威圧的な態度で文句を言う／無視する
3 セクシャルハラスメント	意に添わない性的誘いかげ、好意的態度の要求等、性的いやがらせ行為	必要もなく手や腕をさわる／抱きしめる／ヌード写真を見せる／性的な話をする／下半身を丸出しにする
4 その他	悪質クレームやストーカー行為など	特定の職員につきまとう／長時間の電話／利用者や家族が事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる

※認知症等の病気または障害の症状として現われた言動は除く
（「介護現場におけるハラスメント事例集」令和2年度厚生労働省補助事業参照）



これらは **ハラスメント行為** です

※相手が同意、不快だと感じれば、それはハラスメントです。 ※暴言・暴力・拒絶等は、認知症等の病気または障害の症状から現れる場合があります。そのような場合は「ハラスメント」ではありません。

介護サービス利用にあたっての兵庫県からのお願い

ハラスメントは、介護サービスの提供を困難にし、かかわった介護職員の心身に悪影響を与えます。状況によっては、契約条項や重要説明事項に基づき介護サービスの提供が終了となる場合がありますので、ご留意をお願いします。

高齢化が進み介護需要が高まる一方、介護人材は不足しています。ハラスメントによる介護職員の離職を防ぎ、介護職員が安心して働ける環境を整えることは、皆さまへの適切な介護サービスの提供につながります。住み慣れた地域で安心して暮らしていただくために、利用者一人ひとりが介護サービスの適切な利用にご協力ください。



兵庫県ケアサービスセンター

発行課: 兵庫県健康福祉部 少子高齢局 高齢政策課

※「高齢者虐待・虐待介護員に対する暴力被害対策マニュアル」(平成30年3月発行、兵庫県老年学研究所) 及び「介護現場におけるハラスメント対応マニュアル」(平成31年3月発行、厚生労働省補助事業)を参考に作成

事業名	実施内容
<p>初任者研修補助 (令和4年度 新規施策)</p>	<p>介護人材確保のため、介護職員初任者研修を修了し、神戸市内の福祉サービス事業所にて介護職員として3ヶ月就労継続した場合、研修受講費の一部を補助する。 ※補助上限額：対象職員1人当たり50,000円(補助率1/2)</p>
<p>「コウベdeカイゴ」の わかりやすい情報発信 (令和4年度 新規施策)</p>	<p>介護職の魅力向上及び介護人材確保のため、神戸市の福祉応援プロジェクト「コウベdeカイゴ」や介護職員を対象とした補助金等の情報をわかりやすくまとめたホームページを作成し、SNS等も活用しつつ、国内外に向けて情報発信を行う。</p>
<p>新規採用介護職員 に関する 住宅手当補助</p>	<p>介護人材確保を支援するため、新たに介護職員を採用した法人に対し、住宅手当支給額等の一部を補助。 ※補助上限額：対象職員1人当たり14,000円/月(最長3年・補助率1/2)</p>
<p>潜在介護士再就職支援 事業</p>	<p>介護福祉士資格所持者等の復職を促進するため、復職検討者を対象に、制度改正動向、移動介助、着脱介助、排泄介助等、知識や技術について講習会・就職相談会を実施。</p>
<p>ひょうご外国人介護実習 支援センターへの 専門員配置</p>	<p>外国人介護人材の受け入れを促進するため、ベトナム等各国の送り出し機関等と連携して実習生の受入れ業務を行う国際調整専門員を、ひょうご外国人介護実習支援センターに配置する経費を県とともに補助。</p>

1 介護事業所におけるBCP（業務継続計画）策定の義務化

「令和3年度介護報酬改定」より

“感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける”

“3年間の経過措置期間を設けることとする”

2. 厚生労働省ホームページにおける研修動画とガイドラインの公開

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

厚生労働省のホームページにおいて、「総論」「共通編」に加えて「入所系・訪問系・通所系」それぞれのサービスに即した内容の研修動画を掲載。

同じページにおいて、「業務継続ガイドライン」「様式ツール集」「ひな形」を公開中。

3. 策定のポイントと神戸市の状況

- 「様式ツール集」： “緊急連絡網”（様式2・5）や “業務レベル分類”（様式7）
- 自然災害に対しては、事業所所在地ハザードマップの再確認を
- 職員の通勤経路・所要時間についても再確認